

# 情報基盤強化税制のご案内

総務省情報通信政策局

この制度は、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するために、個人事業者又は法人が平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、以下に掲げる対象設備の取得・製作をし、又は賃借して、国内にある当該個人事業者又は法人の営む事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を認めるものです。

## 1、対象者

- ・青色申告する個人事業者
- ・青色申告する法人

## 2、対象設備

- (1) 基本システム (①及び②)
  - ① ISO/IEC15408 に基づき評価・認証を受けたサーバー用オペレーティングシステム
  - ② ①がインストールされたサーバー
- (2) データベース管理ソフトウェア (①及び②)
  - ① ISO/IEC15408 に基づき評価・認証を受けたデータベース管理ソフトウェア
  - ② ①の機能を利用するアプリケーションソフトウェア
- (3) ISO/IEC15408 に基づき評価・認証を受けたファイアウォール  
( (1) または (2) と同時に設置する場合があります。 )

注) ISO/IEC15408 に基づき評価・認証された製品のリストは、以下のホームページで御確認いただけます。[http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra\\_tax\\_top.html](http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html)

## 3、税制支援措置の内容

- (1) 個人事業者に対する所得税上の措置
  - ① 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、上記対象設備を取得・製作し国内にある当該個人事業者の営む事業の用に供した場合で、取得価額の合計が 300 万円以上であるとき。
    - 以下のどちらかの措置を選択して適用。
      - ・取得価額の 50%を上限とする特別償却
      - ・取得価額の 10%を所得税から控除
  - ② 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、上記対象設備を賃借して

国内にある当該個人事業者の営む事業の用に供した場合で、貸借費用の総額が 420 万円以上であるとき。

➤貸借費用の総額の 4.2%を所得税から**控除**。

注) ①で特別償却を選択した場合で、特別償却の限度額に満たない額を償却した場合、その満たない額は翌年度に繰り越し可能。

①で控除を選択した場合、または②の場合、控除の額は事業所得に係る所得税額の 20%を限度とし、超過する分は翌年度に限り繰り越し可能。

②の場合、貸借契約期間が 4 年以上で、かつ、当該期間が対象設備の耐用年数以下でなければなりません。

## (2) 法人に対する法人税上の措置

① 上記対象期間内に、上記対象設備を取得・製作し国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合で、取得価額の合計が以下の表のとおりであるとき。

➤以下のどちらかの措置を選択して適用。

- ・取得価額の 35%を上限とする**特別償却**
- ・取得価額の 7%を法人税から**控除**

(表)

資本金の額または出資金の額	取得価額の合計額
10 億円超	1 億円以上
10 億円以下	3000 万円以上
1 億円以下	300 万円以上

② 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、上記対象設備を賃借して国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合で、貸借費用の総額が 420 万円以上であるとき。

➤貸借費用の総額の 4.2%を法人税から**控除**

注) ①で控除を選択した場合、または②の場合、控除の額は当該事業年度の所得に対する法人税額の 20%を限度とし、超過する分は翌年度に限り繰り越し可能。

②の場合、貸借契約期間が 4 年以上で、かつ、当該期間が対象設備の耐用年数以下でなければなりません。

## 注意点

- ・ 設備を設置しただけでは事業の用に供したことはありません。
- ・ 貸付けの用に供した場合は事業の用に供したことはありません。
- ・ 中古品を取得した場合や再リース品を賃借した場合は対象となりません。
- ・ 費用で処理するもの、一括償却資産として3年均等償却を行うものは対象となりません。
- ・ 本税制の適用を受ける設備については、他の特別償却制度等の適用を受けることができません。
- ・ 地方税（固定資産税）に係る税制については、「ネットワークセキュリティ維持税制」を御利用下さい。

## 国税局の所在地・電話番号

札幌国税局 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎  
TEL 011-231-5011

仙台国税局 〒980-8430 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎  
TEL 022-263-1111

関東信越国税局 〒330-9719 さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-3111

東京国税局 〒100-8102 千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館  
TEL 03-3216-6811

金沢国税局 〒920-8586 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎  
TEL 076-231-2131

名古屋国税局 〒460-8520 名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税総合庁舎  
TEL 052-951-3511

大阪国税局 〒540-8541 大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館  
TEL 06-6941-5331

広島国税局 〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館  
TEL 082-221-9211

高松国税局 〒760-8578 高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎  
TEL 087-831-3111

福岡国税局 〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎  
TEL 092-411-0031

熊本国税局 〒860-8603 熊本市二の丸1-2  
TEL 096-354-6171

沖縄国税事務所 〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎  
TEL 098-867-3101

本税制に関してご不明な点がある場合は、お近くの各国税局等又は総務省情報セキュリティ対策室（03-5253-5749）あてにお問い合わせ下さい。